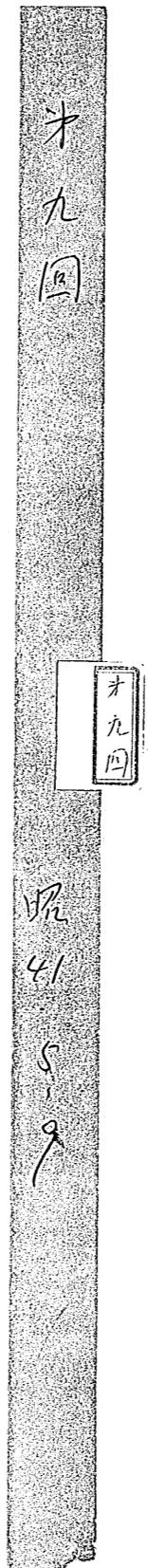


琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　日米協ギ（委）

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 日米協議委員会, 佐藤總理, 対沖縄援助 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43721 |

(11)



(11)

九
四

大臣

秘書官

まで

中南米移住局長

官房長官
参事官

事務次官

移住課長

官房総務参事官

外務審議官

総務課長

情報文化局長

北米課長

沖縄に開く第9回

日米協議委員会開催について

昭和41.5.7

北米課

特連局および米大使館とも打ち合せの結果、
沖縄に開く第9回日米協議委員会を下記の

通り開催することになった。参考まで。

記

開催日時：5月9日(月)午前11時より(大臣接見室)

議題：別添のとおり

出席者：(委員) 外務大臣、総理府総務長官
在米大使

(随員) 北米 中南米・移住局長

北米局長、特連局長

米大使館係官 ほか

GA-6

外務省

秘

無期限

第9回協議委員会

議事日程(案)

昭和41.5.9

沖縄

1. 在外琉球住民に対する日本政府援助の拡大
 - A、渡航文書
 - B、琉球よりの移住者及び海外旅行者
2. 米国民政府・琉球政府合同長期計画の要旨提示
3. 琉球産業に対する日本政府の肩代り融資及び借款供与についての日本政府よりの説明
4. 日・琉両政府会計年度の相違から生ずる諸問題の討議
5. 琉球政府への権限の追加委譲に関する 1962 年 3 月 19 日のケネディー大統領声明に従つてとられている米国の政策の説明
6. 琉球船舶旗問題
7. 新聞発表についての合意

| タイプ指示 | 発信用 | 執務用 | 計 |
|--|---------------------------|------|-------------------------------------|
| 主信 | 1 | 1 | 2 |
| 付 | 7 | 4の3 | |
| 付属登信渡し | | | |
| 発送日 昭和41年5月14日 | | | |
| 発信 | タイプ | 校査 | <i>OK</i> |
| 公 信 案 (分類) | | | |
| 文書課長 | | | |
| 公信番号 | 米北 第 628 号 | 公信日付 | 昭和41年5月13日 |
| 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長 | 主管 北米局長 参事官 北米課長 | 主任 | 起案 昭和41年 5月 11 日 起案者 修善 電話番号 444 |
| 受信者 <i>北米</i> | 発信者 <i>北米大臣</i> | | |
| 写送付先 <i>神奈川県立第9回協議委員会議録 北海道選出</i> | (希望発送日) 月 日 | | |
| 件名 <i>北米大臣</i> | | | |

GA-2 13 104 省 回覧番号

中華人民共和国と日本国協定

氣候
委員会

1. 日米協定委員會の第9回会合は既報。
 2. 5月9日 外務省において開催された。
 参照者 おひいき議題別議事録。 (別添1.2)
 (別添3.)

2. 討議件別議事録長用文書が江達せられ
 られた。 (別添3.)

議題又(米国民政府、琉球政府合同長期)

計画の要旨提示) 12月12日は、米側通訳より
 日本語で、図表はしたがって説明~~され~~。
 (別添 4)

* その他、各試験は、日本側主導で
 米側子~~に~~別添~~と~~おり発言~~され~~。 (別添 5, 6)

✓ 会議終了後、新聞発表は別添~~と~~おり
 行われた。 (別添 7)

付属物同封

GA-4

外務省

締結(2回目)
 第9回協議委員会
 (大臣ブリーフ用資料)

昭和41年5月6日
 北米局

第9回協議委員会は、未だ5月9日(月)
 開催されたところ、之の詳報のうち、外務省
 の主な責任事項、内容は次のとおりである。

1. 在外沖縄住民に対する日本政府援助の拡大

A (沖縄在住の日本旅券及び日本海軍証
 明書、発給)

沖縄住民は、現在、日本本土及び外国に
 在りては、日本旅券の発給を受けることが
 できず、之の居住地下で沖縄在住の日本
 旅券の発給を受けるが、これが外務省

GA-4

外務省

現状(1). 沖縄住民が外国へ渡航する場合

(1) 米国民政府、発給する身分証明書

日本へ渡航するか、又は、また日本本土へ旅行（米国民政府、発給する日本渡

航証明書による）日本本土へ而して日本
旅券の発給を受けて上へ渡航するかし

なければなりません。

沖縄住民は、3. 居住地位の沖縄へ
而して日本旅券の発給を受けて上へ渡航

する希望がある、又、實際上も米國
政府発給、身分証明書による日本旅券程

く対外通用力がなくトラブルが生じるなど、
日本が査証免除協定を結んで了國へ渡航

する場合(2). 身分証明書による査証不要す

GA-8 外務省

子ニと申す不便加ふ。

上記考慮から、之3月以來事務レ

ベルト内、沖縄へ而して日本旅券、発

給が可能ならぬ措置をと子ニとれ、そ

米側と詰合せを行ひ、已チ太が、二。程

原則的化

本例抄、本件の要請を旨、及ぶ日本本
土へ渡航の下めの日本本土渡航証明書

、発給权を日本側へ移譲する用意があ
る旨、回答一括り。よし、今回

△協議委員会内、~~美給手続~~不詳

~~今後日米間之協議すべき事項~~、沖縄へ

而して日本旅券及び日本本土へ、渡航、不

如の文書 ~~美給手続~~日本側(日本
側、の発給は、今後)

本政府南方連絡事務所長)によつて行なわ

GA-8 外務省

れるべき旨、及び具体的な差給手続の詳細
は、今後日米間で協議すべき旨の合意を

作成する二点である。

左記二点は、日本国内法の改正を要す
る点が、又は外務大臣より南方連絡事務所

長への旅券差給权、委任という形式で行
なうべき事項について、今後いか方で検討す
る点が、国内手続

とするところ。

B(海外に在る琉球住民の保護)

現在日本本土と沖縄で別個に行なわれてゐる、日本側の増加を

かねて、沖縄移住者事務の調整、提携しておる。

将来、海外に在る沖縄住民の保護に

ついて、日米両国政府、权限を競合す

る(米側より)。上記Aのとおり沖縄住民が今後原則として日本

に帰化する、上記Aのとおり沖縄住民が今

後原則として日本旅券を持ち、海外

①旅券を持ち、海外へ

GA-6

外務省

へ渡航する二点はこれも鑑み、今後
は、沖縄住民、海外に保護の責任を
移住問題を含め、

第一義的立場、日本政府が引き受けた

が望ましいと考えられる。一方で、二点は

もう二点として反対され、回答があつた。つまり、米側より、わが

元提携事務所として、沖縄移住者事務の増大を控え難いとの

海外に在る沖縄移住者の保護を

主合意の二点である。移住者遷出の段

本件を、沖縄に在る方が保護する

協議委員会にて、米側より提案形態とされた。

日本政府が開くべきが望まし

い立場。

事務レベル

上記、次第に米側に申入れて貰う

天て、二点は、程詳がござる旨、回答

接、天て、協議委員会にて、正規の

合意を作成すべきこと、天てある。

左記二点に伴う調整事務(日本と
海外移住事業団と、沖縄、琉球海外

GA-6

外務省

移住公社及海外移住協会との間の事
業の調整等)について。今後、日米両

政府間で協議する所とする。

2. 琉球船舶旗問題

現在、琉球籍船舶は、日章旗を掲げては
許されない。国際信号旗D旗、末

尾は三角形の切欠きと大旗（通常デルタ旗）
を掲げて航行している。

沖縄内では、官公庁の建物を除き
日章旗を掲揚せず、これは自由である。
沖縄住民には

船舶に日章旗を掲揚する
許可せしめると、希望が強くなる。しかし

外務省

GA-6

日本政府が東洋上管轄権を有(21年11月)

申議書

ところ、船舶に日章旗を掲揚せしめ
ることは、國際法上及び日本国内法上困難

である。よって、本問題、現実的解決
を図るため、現状解消在。琉球船

舶旗（デルタ旗）のデザインを変更して
之一部に日章旗を含むようにさせ

す（例えは、デルタ旗と日章旗をかぶね
て掲げ）ことを日本側より提案した。

しかし、米側は、政治的、法律的に困
難な問題を含んでいた由である。未
公開の協定委員会で、これが同意し得る
に至らず、該回答を行ったのである。
模様である。

すれど、上記3点の他、1. 米国民政府・琉球
政府長期計画、要旨提示、2. 琉球產

外務省

GA-6

角田 1号文
業に付す再融資及び借款延長について日本
政府よりの説明。3. 日・琉西政府会計年

度の相違から生ずる諸問題、討議。4.
琉球政府へ、权限の追加移譲に関する事

1962年3月19日の午後、大統領声明と
併せて行われた米政策の説明。午前

題がとり上げられたが、これらは主として特
連局にて準備を行なわれた。